

過失犯の構造と成立要件

関連キーワード: 過失犯 予見可能性 結果回避義務

研究内容

私の研究は過失犯を中心としており、福島原発事故のような大規模な事故が発生する場合に、どのような要件・基準で関係者の刑事過失責任を追及するかを検討している。

具体的には、過失犯の成立要件として、予見可能性、結果回避義務、因果関係があげられているが、それらの要件の認定をめぐる激しい争いが存在している。たとえば、予見可能性について、行為者が現に認識していない事情についても、情報の収集により認識に至ることが可能であれば、予見可能性を認める余地があるとされているが、情報収集を無制限に認めると、過失犯処罰の拡大に至り、国民の自由を不当に制限することにつながる。そこで、交通、医療、工事などの様々な分野において、事案や問題の特性に着目しながら情報収集や予見可能性の判断を慎重に行っていくことが大事である。私の近時の研究は、過失犯の処罰根拠に着目し、近時の日本の過失犯の裁判例を踏まえて、予見可能性および情報収集義務の認定を中心としている。

研究者プロフィール

- ・ 法学部法律学科 准教授 楊秋野
- ・ 刑法
- ・ 過失犯
- ・ 日本刑法学会

地域・産学官連携の可能性、事業化のイメージ 他

過失犯の成立範囲を明らかにすることにより、福島原発事故のような大規模事故の防止に役立つ。

研究者への連絡先

yangqiuye@sina.com